

## 基幹統計調査の承認の状況

(令和 6 年 11 月分)

令和 6 年 12 月 20 日  
総務省政策統括官(統計制度担当)

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
学校基本調査	文部科学大臣	令和 7 年度に実施する調査から、以下のとおり、調査計画を変更  ① 調査事項の変更 法令の改正に伴う調査票の記入欄の分割  ② 集計事項の変更 公表の実態に則した集計事項の修正	R 6 . 11 . 27

(注) 本表は、基幹統計調査に係る申請のうち、統計法第 9 条第 4 項ただし書に規定する「軽微な事項」に該当するものとして、統計委員会の意見を聴かなかったものを整理している。